

## 動物保護指導事業報告実施要領

### 1 目的

この要領は、動物保護指導事業の報告について必要な事項を定めるものとする。

### 2 報告書の作成

動物保護指導センター所長（以下「センター所長」という。）は、別記様式により医療衛生部長へ報告するものとする。

### 3 報告期日

期間は4月1日～翌年3月31日とし、報告の期日は、翌年度4月30日までとする。

### 4 報告書の記載方法

報告書は、次の記載方法により作成するものとする。

#### (1) 犬の登録等

犬の登録等に係る数値を計上すること。なお、その際の各欄の記載方法については次のとおりとする。

##### ア 新規登録頭数

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく登録の頭数を計上すること。

また、計上した登録の頭数のうち、狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号）第2条の2第2項の規定により犬の旧所在地の市町村長（特別区にあっては区長。以下同じ）が交付した鑑札と引換えに鑑札を交付した犬の頭数を（）内に再掲すること。

##### イ 市外転出数

狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号）第2条の2第3項の規定により、犬の転出先の市町村長へ原簿を送付した数を計上すること。

##### ウ 台帳消除数及び死亡届出頭数

狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号）第2条の1及び2にかかる犬の登録台帳を消除した数を計上すること。

また、計上した台帳消除数のうち、狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）第8条の規定に基づく死亡届出頭数を（）内に再掲すること。

##### エ 除外原簿ならびに除外原簿解除数

狂犬病予防法に基づく犬の登録等の徹底について（平成15年3月7日付け生活衛生課長通知）に基づき管理している原簿数を計上すること。

##### オ 現登録頭数

前年度累計欄には、前年度の現登録頭数累計を計上し、累計には、以下の数値を計上すること。

【前年度累計＋新規登録数＋除外原簿解除数－（市外転出数＋台帳消除数＋除外原簿数）】

カ 鑑札再交付数

狂犬病予防法施行規則（昭和23年厚生労働省令第63号）第6条に基づく鑑札の再交付数を計上すること。

(2) 狂犬病予防注射済票交付等

ア 狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく注射済票の交付数について、集合注射と集合注射以外に分けて計上すること。

イ 注射済票の再交付数

狂犬病予防法施行規則第13条に基づく注射済票の再交付数を計上すること。

(3) こう傷事故等

こう傷事故等の届出数を計上すること。なお、その際の各欄の記載方法については次のとおりとすること。

ア こう傷事故等の件数

犬にあっては、同一の場所及び時間に発生したものについては、複数の犬に1人がかまれた場合も、1頭の犬に複数の人がかまれた場合も1件として扱い計上すること。

また、同一犬又は同一の複数の犬が時間及び場所等移して事故をおこした場合は、別の事故として計上すること。

その他の動物にあっては、犬による事故等の扱いに準ずること。

イ こう傷事故等をおこした動物の数

こう傷事故等をおこした動物の数をすべて計上すること。なお、時間及び場所等移し、別扱いとして計上した事故にかかる動物は、同一動物であっても、同様に別扱いとして計上すること。

ウ こう傷事故等の発生場所

「こう傷事故等の件数」の欄と同数とすること。

エ 被害者

被害者が死亡した事故についても、被害者数の欄に一括して計上するが、死亡事故とそれ以外の事故を区別するため、別途死亡事故の状況等を詳細に報告すること。

オ こう傷事故等の発生時における被害者の状況

「被害者」の欄と同数とすること。

カ こう傷事故等の発生時における動物の状況

「こう傷事故等をおこした動物の数」の欄と同数とすること。

キ こう傷事故等の後の動物の状況

「こう傷事故等をおこした動物の数」の欄と同数とすること。

ク 備考

(ア) 犬に関しては、表中(3)～(5)のその他の欄に計上した場合にその内容を記載すること。

(イ) その他の動物に関しては、事故の概要を記載すること。

(4) 薬物使用による野犬等の掃討

処理方法の空欄部には、焼却以外の処理をした場合、その方法及び処理頭数を計上すること。

(5) 犬の抑留・収容方法別

狂犬病予防法第6条第1項の規定に基づく抑留数又は千葉市動物の愛護及び管理に関する条例（平成3年千葉市条例第55号 以下「条例」という。）第10条第1項及び第12条第1項の規定に基づく収容数について、動物保護指導員及びその他の職員別に次のとおり計上し、（）内には狂犬病予防法第6条第1項の規定に基づく抑留数を再掲すること。

ア 抑留又は収容の方法別に頭数を計上すること。

イ 成体は、生後91日以上、仔は生後91日未満とし、計上すること（以下、「6犬の収容及び処分状況」、「7猫の収容及び処分状況」の欄に同じ）

ウ 条例第10条第1項の規定に基づく負傷（疾病を含む。以下同じ。）した犬の収容数にあつては、「6犬の収容及び処分状況」の欄に再掲すること。

エ 勤務内及び勤務外の欄には、抑留又は収容した数について、勤務時間内及び勤務時間外別の頭数を計上すること。

(6) 犬の収容及び処分状況

ア 表の縦列は、収容理由別に収容数を計上すること。

なお、その際の各欄の記載方法については、次のとおりとする。

(ア) 抑留・収容

「5 犬の抑留・収容方法別」の動物保護指導員とその他の職員の小計を以下のとおり計上すること。

抑留：「5 犬の抑留・収容方法別」狂犬病予防法第6条第1項に基づく抑留の再掲数に同じ

抑留以外欄：「5 犬の抑留・収容方法別」の成体の小計から狂犬病予防法第6条第1項に基づく抑留の再掲数を除いた数

負傷動物再掲：「5 犬の抑留・収容方法別」の動物保護指導員とその他の職員の負傷欄の合計数に同じ

なお、通報数には、負傷動物に関する通報の受理件数を計上すること。

(イ) 引取り

千葉市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成4年規則第64号。以下「条例規則」という。）第5条の規定に基づく引取り数を計上すること。

所有者欄：「犬・猫引取申請書」（様式第3号）をもって引取りを行った数

所有者不明欄：「所有者の判明しない犬・猫引取申請書」（様式第4号）をもって引取りを行った数

イ 表の横列は、処分状況別に計上すること。

なお、その際の各欄の記載方法については次のとおりとする。

(ア) 返還

条例第16条第2項の規定に基づく返還を行なった動物の数を計上すること。

(イ) 譲渡

条例第11条の規定に基づく譲渡数を計上すること。

内訳は、千葉市動物の譲渡実施要綱に基づく譲渡協力者と一般に分けること。

(ウ) 致死処分

条例第12条第5項及び同条第7項の規定に基づく処分のうち、致死処分を行なった数を計上すること。

内訳は、センターで麻酔薬等の注射による投与で人為的に殺処分を行った数と収容中に自然死した数に分けること。

ただし、薬物使用による掃とう犬の処分については含めないこと。

(※) 致死処分は、収容後死亡したものの総称とし、センターで麻酔薬等の投与により人為的に殺処分したものを「殺処分」、収容中に自然死したものを「収容中死亡」とする。

(7) 猫の収容及び処分状況

ア 表の縦列は、収容理由別に収容数を計上すること。

(ア) 引取り

千葉市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成4年規則第64号。以下「条例規則」という。）第5条の規定に基づく引取り数を計上すること。

所有者欄：「犬・猫引取申請書」（様式第3号）をもって引取りを行った数

所有者不明欄：「所有者の判明しない犬・猫引取申請書」（様式第4号）をもって引取りを行った数

(イ) 負傷

条例第10条第1項の規定に基づく負傷（疾病を含む。以下同じ。）した猫の収容数を計上すること。

なお、通報数には、負傷動物に関する通報の受理件数を計上すること。

イ 表の横列は、処分状況別に計上すること。

返還、譲渡、致死処分については、「6犬の収容及び処分状況」に同じ。

(8) その他の動物の収容及び処分状況

ア 表の縦列の負傷は、条例第10条第1項の規定に基づく負傷（疾病を含む。以下同じ。）した犬猫以外の動物の収容数を計上し、その種類を記載すること。

なお、通報数には、負傷動物に関する通報の受理件数を計上すること。

イ 表の横列は、処分状況別に計上すること。

返還、譲渡、致死処分については、「6犬の収容及び処分状況」に同じ。

(9) 第一種動物取扱業

法第10条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業について、次のとおり計上すること。

ア 登録内訳

延べ登録数及び販売、保管等業種別登録数並びに現事業所数を次のとおり計上すること。

- (ア) 新規の欄には、法第11条第1項の規定に基づく登録を行なった数を計上すること。
- (イ) 更新の欄には、法第13条の規定に基づく更新を行なった数を計上すること。
- (ウ) 廃止の欄には、法第16条の規定に基づく廃業等の届出を受理した数及び登録期間の満了までに更新の申請が行なわれなかった登録数の和を計上すること。
- (エ) 販売で計上した数のうち、犬猫等販売業者数を計上し、()内に犬猫等販売業者のうち繁殖を行うものを再掲すること。
- (オ) 現事業所数の欄には、1事業所の登録業種数にかかわらず前年度末の現事業所の実数を計上すること。
- (カ) 現登録数の欄には前年末の登録数からその年度内の登録及び廃止の件数を加除した数を計上すること。

イ 立入検査等

事業所数及び業種ごとに法第24条第1項の規定に基づく立入調査を実施した回数を計上し、販売の()内は、犬猫等販売業者を再掲すること。苦情による立入を行った場合は、件数を再掲し、主な苦情理由を記入すること。

ウ 行政措置等

- (ア) 口頭説諭の欄には、立入検査等で口頭説諭した件数を計上すること。
- (イ) 検案書等提出命令の欄には、法第22条の6の規定に基づき、検案書等の提出命令を行った件数を計上すること。
- (ウ) 勧告及び措置命令の欄には、法第21条第1項及び同条第2項に基づくものと法第21条の4若しくは第22条第3項に基づくもの、法第22条の5の規定に基づくものを分けて実施した数を計上すること。
- (エ) 公表の欄には、法第23条第3項の規定に基づき実施した数を計上すること
- (オ) 登録拒否、登録取消、業務停止の欄には、それぞれ実施した数を計上すること。
- (カ) 告発の欄は、無登録営業とその他に分けてそれぞれ実施した数を計上すること。

(10) 第一種取扱業者であった者

行政措置等

- ア 口頭説諭の欄には、立入検査等で口頭説諭した件数を計上すること。
- イ 勧告及び措置命令の欄には、法第24条の2第1項及び第2項に基づき実施した数を計上すること。

(11) 第二種動物取扱業

法第24条の2の規定に基づく第二種動物取扱業について、次のとおり計上すること。

ア 届出内訳

延べ届出数及び業種別届出数並びに現事業所数を次のとおり計上すること。

- (ア) 新規の欄には、法第24条の2の2の規定に基づく届出を行なった数を計上すること。
- (イ) 廃止の欄には、法第16条第1項(第24条の4において準用する場合を含む。)の規定による廃業等の届出を受理した数を計上すること。
- (ウ) 現事業所数の欄には、1事業所の登録業種数にかかわらず前年度末の現事業所の実数

を計上すること。

(エ) 現業者数の欄には前年末の登録数からその年度内の登録及び廃止の件数を加除した数を計上すること。

イ 立入検査等

事業所数及び業種ごとに法第24条第1項(第24条の4において準用する場合を含む)の規定に基づく立入調査を実施した回数を計上すること。苦情による立入を行った件数を再掲し、主な苦情理由を記入すること。

ウ 行政措置等

(ア) 口頭説諭の欄には、立入検査等で口頭説諭した件数を計上すること。

(イ) 勧告及び措置命令の欄には、法第23条(第2項を除く。第24条の4において準用する場合を含む。)に基づき実施した数を計上すること。

(ウ) 告発の欄は、実施した数を計上し、備考欄に告発理由を記入すること。

(12) 特定動物飼養・保管許可

法第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養及び保管の許可について、次のとおり計上すること。

ア 許可件数の新規の欄には、法第26条第1項の規定に基づく許可を行なった件数を計上し、継続の欄には、既に許可を受けている者が引き続き飼養及び保管をしようとする場合に許可を行なった件数を計上すること。

イ 許可件数の変更の欄には、法第28条第1項の規定に基づく変更を許可した数を計上すること

ウ 届出件数の変更の欄には、法第28条第1項ただし書きの規定に基づく変更の届出を受理した数を計上すること。

エ 廃止の欄には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号 以下「法施行規則」という。)第16条第1項の規定に基づく廃止の届出を受理した数及び許可期間の満了までに継続の許可が行なわれなかった数の和を計上すること。

オ 区域外飼養等通知の欄には、法施行規則第13条第10項の規定に基づく特定動物管轄区域外飼養・保管通知を受理した数を計上すること。

カ 立入件数の欄には、法第33条の規定に基づく立入調査を実施した回数を計上すること。

キ 措置命令、不許可、許可取消及び告発の欄には、それぞれの件数を計上すること。現許可数の欄には、前年度末の許可数からその年度内の登録及び廃止の件数を加除した数を計上すること。

(13) 動物の飼養に関する指導・助言

動物保護指導監視員等が指導、助言した件数を内容別に計上すること。

(14) 動物による苦情

動物が原因として受理した苦情件数を内容別に計上すること。

(15) 引取り相談、拒否対応件数

法第35条の規定に基づく引取りの相談や、法施行規則第21条の2の規定に基づく引取り拒否対応件数について、次のとおり計上すること。

ア 引取り相談件数には、電話やメール、対面等にて引取りの相談を受けた述べ件数を計上すること。同一案件で、犬及び猫の引取りの相談を受けた場合には、犬と猫にそれぞれ分けて計上する。

イ 引取り拒否対応件数には、引取り拒否説諭数と引取り拒否数を計上すること。

ウ 説諭理由と拒否理由をそれぞれ計上すること。

エ その他の欄に計上した場合は、備考欄に理由を記載すること。

(16) 飼養者等に対する行政措置

条例第6条第1項、第2項及び第15条並びに法第25条第1項、第2項、第3項、及び第4項の規定に基づく行政措置等の件数について、次のとおり計上すること。

ア 1件の事件等について、重複した行政措置を行った場合であっても、それぞれ別扱いでその数を計上すること。

イ 告発の欄は、実施した数を計上し、備考欄に告発理由を記入すること。

ウ 前2項で計上した数のうち、( )内に犬猫等販売業者に対する行政措置等を行った数を再掲すること。

(17) 講習会等

適正飼養の普及啓発等を目的にセンターが主催した講習会及び講師派遣依頼等に基づき実施した講習会について、次のとおり計上すること。

ア センターが実施した講習会及び講師可派遣依頼等に基づき実施した講習会について、対象者別に計上すること。内訳欄に講習会名を記入し、回数、人数を計上すること。しつけ方教室等同一内容で複数回実施する講習会は、まとめて計上すること。

イ その他の欄は、以下のものを計上すること

(ア) ボランティアを対象とした講習会

(イ) 譲渡希望者を対象とした講習会

(ウ) 上記ア、イ(ア)(イ)以外に実施した講習会

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。